都市計画法第５３条の建築許可申請

１．対象となる行為　<都市計画法第５３条>

都市計画施設(※)の区域内において建築物の建築をする場合は、許可が必要になります。

（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転は除く。）

※都市計画施設…都市計画道路、都市計画公園、都市計画緑地等 <都市計画法第 11 条第 1 項各号>

都市計画施設の区域は都市計画課窓口で確認できます。

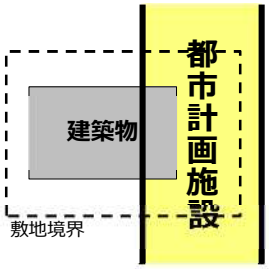

【 許可申請が必要な例 】

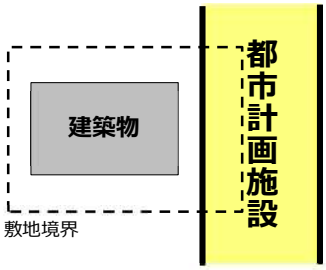

【 許可申請が不要な例 】

２．許可基準

<都市計画法第５４条第３号>

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

・階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと

・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

<都市計画法第５５条第１項>

事業予定地内においては、都市計画法第５４条第３号の規定にかかわらず、許可されない場合があります。

３．申請の手続について

① **申請書の提供**・・・窓口での提供又はホームページからダウンロードしてください。
申請に必要な添付書類は裏面に記載しておりますのでご確認ください。

② **申請部数**・・・・・正本 1 部、副本 1 部

③ **標準処理期間**・・・受付よりおおむね 2 週間

５．留意事項

・許可後、計画内容に変更があった場合、再度申請が必要になりますのでご注意ください。

・審査にあたり、施主へ建築意向の確認及び事業時における協力のお願いのための連絡をとらせていただきます。施主にご了承いただいたうえで、市へ施主の連絡先をご提供ください。

・申請者は「建築主」となります。

添付書類一覧

番号	添付書類	縮尺
1	**敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）** 都市計画施設区域を表示する図面（都市計画課窓口で提供）を参考に、都市計画施設区域線を赤線で表記すること。	500 分の 1 以上
2	**2 面以上の建築物の断面図**	200 分の 1 以上
3	**案内図（位置図）** 申請地の位置を表示すること。	10,000 分の 1 以上
4	**平面図**	200 分の 1 以上

※添付書類内に以下の内容を記載すること。

土地の境界、敷地面積・建築面積・延べ面積の根拠（公図、求積図でも対応可能）

○**標識の設置について**　<豊田市都市計画法施行細則第 25 条>

建築地の見やすい箇所に許可済標識を工事期間中掲出すること。

標識設置後は、市に報告してください。

様式第２１号（第２５条関係）

第 53 条 都市計画法　　第 1 項による許可済 第 65 条	
許可年月日及び許可番号	年　月　日　　第　　号
許可を受けた者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）	
工事施行者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）	
工事予定期間	年　月　日から　　年　月　日まで

備考　大きさは、縦 20 センチメートル以上、横 30 センチメートル以上とする。